

低入札に伴う事情聴取に当たっての注意事項

貴社の入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格の合理性を調査し、適正な施工が行われるかどうかを確認するために事情聴取を行います。

入札後、本市の契約担当者から連絡があった場合、速やかに下記に従い、必要書類を作成のうえ、指定された日時（開札日から概ね2日～3日後）に担当社員（必ず会社を代表する契約の責任者を含めること。）を出席させてください。

記

1 必要書類

次により低価格入札理由書（様式第1）を作成のうえ、事情聴取当日に提出してください。

(1) 低価格で入札できた理由

貴社が入札した価格で適正な施工が出来るとする具体的な理由を記載してください。

(2) 工事費内訳書（様式は任意）

貴社が入札した価格（入札書記載金額）と一致するように、本市が示した設計書（工事費内訳表）に基づき作成し、別に指定する日までに提出してください。なお、必要に応じて施工単価内訳の提出を求める場合があります。

(3) 下請予定者等からの見積書等

下請け・協力会社による施工を予定している場合、当該下請予定者等からの見積書など積算の根拠となる資料を提出してください。なお、当該資料と工事費内訳書とが不一致である場合、その理由を書面により求めることがあります。

(4) 手持ち工事の状況

対象工事現場付近で施工中の工事や対象工事に関連する手持ち工事があれば、元請け・下請けの別及び公共工事・民間工事の別に関係なくすべて記載してください。

(5) 手持ち資材の状況

対象工事に活用できる手持ち資材について、その保有状況を記載してください。

(6) 資材購入先

対象工事施工に当たっての必要資材の購入先（未定の場合は購入予定先）、貴社との関係等を記載してください。

(7) 労務者の供給見通し

ア 労務者の供給予定

対象工事現場に配置を予定している労務者の供給計画を記載してください。

イ 技術者の資格等

資格を持った技術者を配置する場合は、その内容を記載してください。

(8) 過去に施工した公共工事

過去に施工した（出来る限り当資料を提出する日前5年間に完成したもの）同種・類似の公共工事（同種・類似の工事が無い場合にあっては公共工事であればよい。）について、工事名、工事内容等をなるべく5件記載すること。

(9) その他の事項

ア 低価格による入札が可能となった理由に使用機械の調達方法があげられる場合は、その内容（自社保有の状況、リース先、リース料等）を記載してください。

イ その他、貴社が低価格で入札できることとなった根拠があれば記載してください（様式は任意）。

2 注意事項

(1) 事情聴取には内容を説明できる方（会社を代表する契約の責任者を含む。）4名程度まででお願いします。

(2) 本資料作成に当たっての費用は、貴社の負担とします。

(3) 提出された資料は返却しません。また、貴社に無断で他の用途には使用しません。

(4) 今回の事情聴取により適正な施工がなされるかどうか判断できない場合や疑義が生じた場合には、再度、事情聴取や書類の提出を求めることがあります。

(5) 事情聴取の際、虚偽の申し立てや提出書類に虚偽の記載をした場合に

は、小牧市建設工事請負業者選定要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (6) 当日、無断、あるいは特段の事情がないにもかかわらず欠席した場合は失格とします。